別表六（二十八）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12の５第２項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（令和３年４月１日から令和５年３月31日までの間に開始する各事業年度において同項の規定の適用を受ける場合に限る。）に記載すること。

2　「教育訓練費の額　(8)」及び「教育訓練費の額　(35)」の各欄は、租税特別措置法施行令第27条の12の５第15項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する教育訓練費の額を記載すること。

3　「前事業年度又は前連結事業年度　(27)」の月数が６月に満たない場合（当該月数が租税特別措置法第42条の12の５第３項第４号に規定する適用年度の月数に満たない場合に限る。）には、租税特別措置法施行令第27条の12の５第６項第２号イに規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除く。）の損金の額に算入される給与等（同法第42条の12の５第３項第３号に規定する給与等をいう。以下この号において同じ。）の支給額、同法第42条の12の５第３項第４号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額又は同令第27条の12の５第５項第２号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）の損金の額に算入される給与等の支給額、同法第42条の12の５第３項第４号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額を「(28)」から「(30)」までの各欄の上段にそれぞれ外書として記載すること。この場合において、「$\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{(27)の前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$　(31)」の欄中「(27)の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とあるのは「前一年事業年度等の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」と、「比較雇用者給与等支給額 ((28)－(29)＋(30))×(31)　(32)　の欄中「(28)－(29)＋(30)」とあるのは「((28)＋(28の外書))－((29)＋(29の外書))＋((30)＋(30の外書))」と、「調整比較雇用者給与等支給額 ((28)－(29))×(31)　(33)　の欄中「(28)－(29)」とあるのは「((28)＋(28の外書))－((29)＋(29の外書))」として計算すること。

（マイナスの場合は０）」

4　租税特別措置法施行令第27条の12の５第20項において準用する同条第７項又は第９項の規定の適用を受ける場合における「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　「比較雇用者給与等支給額 ((28)－(29)＋(30))×(31)　(32)　の欄には、租税特別措置法第42条の12の５第３項第11号に規定する比較雇用者給与等支給額を記載すること。

（マイナスの場合は０）」

(2)　「調整比較雇用者給与等支給額 ((28)－(29))×(31)　(33)　の欄には、租税特別措置法施行令第27条の12の５第21項（第２号に係る部分に限る。）の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の５第３項第４号ロに掲げる金額を記載すること。

（マイナスの場合は０）」